

改正後	改正前
<p>（優先出資申込証に記載する特定資産の価格を調査する者）</p> <p>第四条 法第三十八条第二項第八号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 弁護士であつて、次に掲げる者以外のもの</p> <p>イ 当該特定目的会社の役員又は使用人</p> <p>ロ 法第三十八条第二項第八号の規定により鑑定評価を行う者</p> <p>ハ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p> <p>ニ 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。イにおいて同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの</p> <p>イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者</p> <p>（1） 当該特定目的会社の役員又は使用人</p> <p>（2） 法第三十八条第二項第八号の規定により鑑定評価を行う者</p> <p>（3） 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p> <p>ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者</p> <p>（1） その社員のうちにイ（1）又は（2）に掲げる者があるもの</p> <p>（2） 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p> <p>三 不動産鑑定士であつて、次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利</p>	<p>（優先出資申込証に記載する特定資産の価格を調査する者）</p> <p>第四条 法第三十八条第二項第八号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 弁護士</p> <p>二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人であつて、法第八十七条第二項の規定により当該特定目的会社の会計監査人となることのできない者以外のもの</p> <p>三 不動産鑑定士であつて、法第三十八条第二項第八号に規定する鑑定評価を行う者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産を目的とする担保権により担保される指名金銭債権並びにこれらを信託する信託の受益権の場合に限る。）</p> <p>四 特定債権等に係る事業の規制に関する法律平成四年法律第七十七号（第十二条第一項に規定する指定調査機関（特定資産が同法第一条第一項各号に掲げる金銭債権及びこれらを信託する信託の受益権の場合に限る。）</p>

をいう。以下この号において同じ。）及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該特定目的会社の役員又は使用人

ロ 法第三十八条第二項第八号の規定により鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者

四 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第十二条第一項に規定する指定調査機関であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が同法第二条第一項各号に掲げる金銭債権及びこれらを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 理事のうち当該特定目的会社の役員又は使用人があるもの

ロ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

五（略）

（特定目的会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え）  
第十一条 法第四百十条の規定において特定目的会社について非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事

読み替えられる字句

読み替える字句

五（略）

（特定目的会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え）  
第十一条 法第四百十条の規定において特定目的会社について非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事

読み替えられる字句

読み替える字句

<p>件手続法の規定</p>	<p>第二百二十六条第一項</p>
<p>件手続法の規定</p>	<p>商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三条第四項、第七十七条第八條、第二百四十一条ノ四第一項、第二百二十条第二項、第二百三十七条第二項、第二百四十五条ノ三第三項、第二百四十六条第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第四項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ十八第二項及ヒ第二百八十二条第三項、其準用規定、同法第二百五十三</p>
<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号以下資産流動化法ト称ス）第十七条</p>	<p>第一項ニ於テ準用スル商法第五十八條ノ規定、資産流動化法第七十八条ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書ノ規定、資産流動化法第二十二條第二項ニ於テ準用スル商法第一百七十三條第四項ノ規定、資産流動化法第三十九條第四項ニ於テ準用スル商法第一百七十八条ノ規定、資産流動化法第二十九條第六項（同条第七項ニ於テ準用</p>
<p>件手続法の規定</p>	<p>第二百二十六条第一項</p>
<p>件手続法の規定</p>	<p>商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三条第四項、第七十七条第八條、第二百四十一条ノ四第一項、第二百二十七條第二項、第二百三十七条第二項、第二百四十五条ノ三第三項、第二百四十六条第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第四項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ十八第二項及ヒ第二百八十二条第三項、其準用規定、同法第二百五十三</p>
<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号以下資産流動化法ト称ス）第十七条</p>	<p>第一項ニ於テ準用スル商法第五十八條ノ規定、資産流動化法第七十八条ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書ノ規定、資産流動化法第二十二條第二項ニ於テ準用スル商法第一百七十三條第四項ノ規定、資産流動化法第三十九條第四項ニ於テ準用スル商法第一百七十八条ノ規定、資産流動化法第二十九條第六項（同条第七項ニ於テ準用</p>

<p>条第二項、第七十三          条第一項、第八          十一條第一項、第          百二十七條ノ二、第          二百六十條ノ四第          四項、第二百八十          八條第一項、第二          百九十三條ノ八第          一項及ビ第二百九          十四條、有限会社          法（昭和十三年          法律第七十四号）          第八條第一項          但書、第十二條ノ          二第一項、第二十八          條ノ二第一項、第          四十四條ノ三、第          四十五條及ビ第五          十二條ノ三第一項          並ニ株券等ノ保          管及ビ振替に關          する法律（昭和五          十九年法律第三十          号）          第三十二條第七項</p>	<p>スル場合ヲ含ム）ニ於          テ準用スル商法第          二百四條ノ四第一          項ノ規定、資産流          動化法第百十八          條第二項ノ規定、          資産流動化法第          五十四條第三項          （資産流動化法          第百三十條第一          項ニ於テ準用ス          ル場合ヲ含ム）ニ          於テ準用スル商          法第百三十七條          第二項ノ規定、          資産流動化法第          六十一條第二項          ノ規定、資産流          動化法第七十八          條及ビ第八十四          條第一項ニ於テ          準用スル商法第          二百五十八條第          二項ノ規定、資          産流動化法第百          十六條第三項ニ          於テ準用スル有          限会社法第五十二          條ノ三第二項ニ          於テ準用スル商          法第百八十條ノ          八第</p>
--	---

<p>条第二項、第七十三          条第一項、第八          十一條第一項、第          百二十七條ノ二、第          二百六十條ノ四第          四項、第二百八十          八條第一項、第二          百九十三條ノ八第          一項及ビ第二百九          十四條、有限会社          法（昭和十三年          法律第七十四号）          第八條第一項          但書、第十二條ノ          二第一項、第二十八          條ノ二第一項、第          四十四條ノ三、第          四十五條及ビ第五          十二條ノ三第一項          並ニ株券等ノ保          管及ビ振替に關          する法律（昭和五          十九年法律第三十          号）          第三十二條第七項</p>	<p>スル場合ヲ含ム）ニ於          テ準用スル商法第          二百四條ノ四第一          項ノ規定、資産流          動化法第百十八          條第二項ノ規定、          資産流動化法第          五十四條第三項          （資産流動化法          第百三十條第一          項ニ於テ準用ス          ル場合ヲ含ム）ニ          於テ準用スル商          法第百三十七條          第二項ノ規定、          資産流動化法第          六十一條第二項          ノ規定、資産流          動化法第七十八          條及ビ第八十四          條第一項ニ於テ          準用スル商法第          二百五十八條第          二項ノ規定、資          産流動化法第百          十六條第三項ニ          於テ準用スル有          限会社法第五十二          條ノ三第二項ニ          於テ準用スル商          法第百八十條ノ          八第</p>
--	---

---

---

三項ノ規定、資産流動  
化法第四十九条ニ於テ  
準用スル商法第二百八  
十条ノ十八第二項及ヒ  
資産流動化法第百十六  
条第三項ニ於テ準用ス  
ル有限会社法第五十六  
条第三項ニ於テ準用ス  
ル商法第二百八十条ノ  
十八第二項ノ規定、資  
産流動化法第二十二條  
第一項ノ規定、資産流  
動化法第五十五条第一  
項並ニ同条第二項ニ於  
テ準用スル商法第二百  
三十七条ノ二第二項及  
ヒ第三項ノ規定、資産  
流動化法第百五条第一  
項並ニ同条第二項ニ於  
テ準用スル商法第二百  
三十七条ノ二第二項及  
ヒ第三項ノ規定並ニ資  
産流動化法第百十六條

---

---

---

---

三項ノ規定、資産流動  
化法第四十九条ニ於テ  
準用スル商法第二百八  
十条ノ十八第二項及ヒ  
資産流動化法第百十六  
条第三項ニ於テ準用ス  
ル有限会社法第五十六  
条第三項ニ於テ準用ス  
ル商法第二百八十条ノ  
十八第二項ノ規定、資  
産流動化法第二十二條  
第一項ノ規定、資産流  
動化法第五十五条第一  
項並ニ同条第二項ニ於  
テ準用スル商法第二百  
三十七条ノ二第二項及  
ヒ第三項ノ規定、資産  
流動化法第百五条第一  
項並ニ同条第二項ニ於  
テ準用スル商法第二百  
三十七条ノ二第二項及  
ヒ第三項ノ規定並ニ資  
産流動化法第百十六條

---

---

<p>第三百二十二条ノ二 第一項</p>	<p>商法第七十八條（ 同法第二百一十條第 三項、第二百八十條 ノ十四第一項及ヒ第 三百四十一條ノ十六 第三項ニ於テ準用ス ル場合ヲ含ム）</p>	<p>資産流動化法第三十九 條第四項ニ於テ準用ス ル商法第七十八條</p>	(略)	(略)	(略)	<p>第三項ニ於テ準用スル 有限会社法第五十二條 ノ三第一項ノ規定</p>
<p>第三百二十二条ノ三</p>	<p>商法第七十八條（ 同法第二百一十條ノ 十四第一項及ヒ第三 百四十一條ノ十六第 三項ニ於テ準用スル 場合ヲ含ム）</p>	<p>資産流動化法第三十九 條第四項ニ於テ準用ス ル商法第七十八條</p>	(略)	(略)	(略)	<p>第三項ニ於テ準用スル 有限会社法第五十二條 ノ三第一項ノ規定</p>
<p>第三百二十二条ノ三</p>	<p>第二百一十條第一項</p>	<p>資産流動化法第一百八 條第二項</p>	(略)	(略)	(略)	
<p>第三百二十二条ノ三</p>	<p>商法第二百一十條、 同法第二百一十條、 第二百六十二條第一 項、第三百七十一條 第一項、第三百七十 四條ノ十五第二項第</p>	<p>資産流動化法第一百八 條第二項</p>	(略)	(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)
<p>第三百三十三条ノ二 第一項</p>	<p>商法第二百八十條ノ 十八第二項(同法第 二百一十一條第三項ニ 於テ準用スル場合ヲ 含ム)</p>	<p>資産流動化法第四十九 条ニ於テ準用スル商法 第二百八十條ノ十八第 二項(同法第二百十一 条第三項ニ於テ準用ス ル場合ヲ含ム)又八資 産流動化法第一百六條 第三項ニ於テ準用スル 有限会社法第五十六條 第三項ニ於テ準用スル 商法第二百八十條ノ十 八第二項(同法第二百 一十一條第三項ニ於テ準</p>
(略)	(略)	(略)
<p>第三百三十三条ノ二 第一項</p>	<p>商法第二百八十條ノ 十八第二項</p>	<p>資産流動化法第四十九 条ニ於テ準用スル商法 第二百八十條ノ十八第 二項又八資産流動化法 第一百六條第三項ニ於 テ準用スル有限会社法 第五十六條第三項ニ於 テ準用スル商法第二百 八十條ノ十八第二項</p>
<p>三項、第三百七十四 条ノ三十一第二項第 三項、第三百七十七 条第一項及ビ第四百 十六條第三項ニ於テ 準用スル場合ヲ含ム</p>		

(略)	(略)	(略)	<p>第三百二十五条ノ二 十一</p>	<p>商法第三百七十六条 第三項(同法第二百 八十九条第三項、第 三百七十四条ノ第四 二項、第三百七十四 条ノ二十第二項及ビ 第四百十六條第二項 ニ於テ準用スル場合 ヲ含ム)</p>	<p>資産流動化法第一百八 条第三項ニ於テ準用ス ル商法第三百七十六條 第三項</p>	(略)	(略)	(略)	用スル場合ヲ含ム)
(略)	(略)	(略)	<p>第三百二十五条ノ二 十一</p>	<p>商法第三百七十六条 第三項(同法第三百 七十四条ノ第四第二項 、第三百七十四条ノ 二十第二項及ビ第四 百十六條第二項ニ於 テ準用スル場合ヲ含 ム)</p>	<p>資産流動化法第一百八 条第三項ニ於テ準用ス ル商法第三百七十六條 第三項</p>	(略)	(略)	(略)	